

議案第42号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
の一部を改正する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一
部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27
年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同項ただし書中「同条第14項」
を「同条第15項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に改める。

別表第1の1の項第4号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項第4号の改正規定
は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、
所要の改正をしようとするものである。